

申し入れ書

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学の
ガバナンスに関する調査・検証委員会 元委員長 岡村邦彦殿

2020年1月10日

大分大学のガバナンスを考える市民の会
代表 神戸輝夫

貴殿は、昨年9月に設置された大分大学の「経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会」（以下、委員会という）の委員長をつとめられ、昨年12月17日に、報告書を学長に提出されました。

私たちは早速報告書を検討しましたが、この報告書は、学長の言い分を正当化しただけであり、重要な点を調査・検証せずに隠蔽しており、論証は矛盾だらけで説得力がないことに嘆然とするだけでなく、この報告書が権威づける学長の措置が、今後の大分大学をどういう方向に導くことになるのか、非常に心配しています。報告書批判の詳細は別紙をご覧いただくとして、貴殿には、私たちの疑問・批判に是非とも答えていただきたく、以下の申し入れをいたします。

なお、今は委員長ではない、ということは回答拒否の言い訳にはなりません。貴委員会の報告書をもとに、すでに学長は、経済学部の要項を廃止するよう通知しただけでなく、前・現学部長を訓告処分にしました。このことが意味するのは、学長権限の一層の強化であり、今「大学自治破壊の最先端」といわれている大分大学が向かう方向を推し進めることに報告書はお墨付きを与えたのです。そのことを考えれば、この学長の権限行使を正当化した委員会報告書の果たす役割は重大であり、委員長として報告書をまとめた貴殿の責任も重く、報告書についての説明責任を免れることはできないといわなければなりません。

何よりも貴殿は弁護士であり、依頼者の要請に応じて任務を果たすことは基本でしょうが、そもそも、弁護士は「社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法第1条）のであり、要請されたことが社会正義に適うものかどうかを判断しなければならないはずです。報告書が、社会正義に適うものかどうか私は大いに疑問を抱いていますので、報告書作成の責任者として、貴殿にきちんと回答していただくことを要請します。

なお、私たちの批判に対して全般に亘っての回答（反論）を求めますが、以下の点については避けることなく必ず回答していただくようお願いします。

- 1) 委員会の任務3点のうち、主要なものは、「指名にいたる経緯」「規程と要項の関係及び運用状況」の2点です。前者について、報告書は事実を列記しているだけで、以下の点について何ら検証をしておらず、これでは、経緯の「調査・検証」とはいえません。以下の点について、改めて「検証」してお答えください。
 - ①「文書の提出には至らず」（4頁）と書いていますが、受領しなかった理由は何なのでしょうか。
 - ②8月8日に大崎氏と高見氏に送られた「次期学部長選考のスケジュール」は、7月22日に口頭で大崎氏に伝えられた「スケジュール」と同じでしょうか。
 - ③「学長が提出に及ばないとした」（10頁）と記述していますが、学長はいつそうしたのでしょうか。その根拠は何でしょうか。
- 2) 8日の選考後に学長から大崎・高見両氏に送られた「次期学部長選考のスケジュールについて」との文書は、なぜ、資料には入れなかつたのでしょうか。

以上

なお、回答は1週間以内に下記まで文書にてお願いします。

879-5101 由布市湯布院町塚原1258-3 気賀沢忠夫